

焼津市立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域における企業等の定着を促進し、もって焼津市内の経済活動の維持を図るとともに、地震等発生後、企業等の重要業務を可能な限り短時間で再開させるため、立地工場等事業継続強化事業を行う民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業継続計画 地震及びそれに伴う自然現象を原因とする災害等に備え、従業員の生命、企業等の財産の確保等とともに重要業務の継続又は早期復旧のために、緊急時の行動並びに平時の行動及び対策をあらかじめ整理し、取り決めておくものであって、市長が別に定める要件を備えているもの（事業継続計画に準ずるものとして市長が別に定めるものを含む。）をいう。
- (2) 工場等 企業等の重要業務を行う施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設（以下「工場」という。）
 - イ 日本標準産業分類に定める小分類に掲げる分類符号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る研究又は開発を行う施設（以下「研究所」という。）
 - ウ 日本標準産業分類に定める中分類に掲げる分類符号44の道路貨物運送業若しくは分類符号47の倉庫業若しくは小分類に掲げる分類符号484のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又はアに規定する製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって、市長が別に定めるものを除く施設（流通加工等を行うものに限る。）（以下これらを「物流施設」という。）
- (3) 移転 次に掲げる区域（以下「地震被害想定区域」という。）に平成23年3月11日前から存する一又は複数の工場等の業務の全部を別の一又は複数の工場等（地震被害想定区域以外の区域に設置するもの又は地震被害想定区域（市長が別に定める要件に該当する区域に限る。）内に設置するものであって、市長が別に定める要件に該当するものに限る。）に移すことをいう。
 - ア 静岡県第4次地震被害想定（第1次報告）（以下「地震被害想定」という。）において液状化危険度がやや高い又は高いとされた区域（以下「液状化危険区域」という。）

イ 静岡県が指定している急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、地すべり危険箇所又は地すべり危険地区であって、地震被害想定において斜面の崩壊の可能性がある又は高いとされた区域（以下「山・崖崩れ危険区域」という。）

ウ 地震被害想定において津波浸水域とされた区域（以下「津波浸水区域」という。）

(4) 分散 地震被害想定区域に平成23年3月11日前から存する一又は複数の工場等の業務の一部を別の一又は複数の工場等（地震被害想定区域以外の区域に設置するもの又は地震被害想定区域（市長が別に定める要件に該当する区域に限る。）内に設置するものであって、市長が別に定める要件に該当するものに限る。）に移すことをいう。

(5) 研究員 研究所において専ら研究又は開発の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項又は第2項の博士の学位を有する者

イ 学校教育法第104条第1項の修士の学位を有する者で、研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が1年以上のもの

ウ 学校教育法第104条第1項の学士の学位を有する者で、研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が3年以上のもの

エ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第124条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が5年以上のもの

オ 学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業した者で、研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が7年以上のもの

(6) 設置 次に掲げる要件の全てに該当する工場等の移転又は分散をいう。

ア 企業等が事業継続計画で重要業務と位置付けた業務を行うための工場等の建物を新築し、又は機械設備を購入し、特定企業等（当該企業等又はその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）若しくはその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）をいう。）が業務を開始すること。

イ 用地を取得（賃貸借を含む。以下同じ。）した日から2年以内に業務を開始すること。ただし、市長が別に定める要件に該当する場合は、この限りでない。

ウ 業務の開始に伴い、特定企業等（当該企業等並びにその子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の県内における従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあつては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有するパートタイマーにあつては100分の50の換算率により換算した数とする。以下同じ。）が減少しないこと。

エ 取得する用地の面積が1,000平方メートル以上であること（研究所を除く。）

オ 工場又は物流施設については、従業員の数が業務を開始するときに1人以上であること。

カ 物流施設については、別表に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を施設ごとに有すること。

キ 研究所については、研究員の人数が業務を開始するときに1人以上であり、かつ、専ら研究又は開発の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。

(7) 立地工場等事業継続強化事業 事業継続計画に基づき、市内において工場等を周辺環境に配慮し、移転又は分散して設置する事業をいう。

(補助の対象、補助率(額)及び限度額)

第3条 補助の対象、補助率(額)及び限度額は、次の表のとおりとする。

補助の対象	補助率(額)	限度額
立地工場等事業継続強化事業に要する経費のうち、用地の取得に要する経費	5分の1以内	補助率(額)に定める額の合計額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)以内(その額が2億円を超える場合は、2億円)
立地工場等事業継続強化事業に要する経費のうち、従業員の新規雇用に要する経費	別に定める方法により算出した従業員の数に50万円を乗じて得た額以内	

2 補助金の交付は、1企業等について1回限りとする。ただし、事業継続計画(前条第1号に規定する市長が別に定めるものを除く。以下この項において同じ。)がある企業等(この要綱による補助金の交付の申請をした日以前において事業継続計画を策定していない企業等で、同日後に事業継続計画を策定した企業等を含む。)が、この要綱に基づき移転又は分散して設置した工場等以外の工場等を移転又は分散して設置した場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする企業等(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を業務を開始する日又は業務を開始する日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(第1号様式)
- (2) 企業等概要調書(第2号様式)
- (3) 事業計画書(第3号様式)
- (4) 収支予算書(第4号様式)
- (5) 事業継続計画の写し(事業継続計画がない企業等が工場等を移転して設置する場合は、市長が別に定める書類)
- (6) 補助対象従業員名簿(第5号様式)
- (7) 研究員名簿(第6号様式)(第2条第2号イに規定する施設に限る。)
- (8) 設備の設置状況(第7号様式)(第2条第2号ウに規定する施設に限る。)
- (9) 印鑑証明書
- (10) 法人登記簿(現在事項全部証明書)
- (11) 売買等契約書その他の土地を使用する権限を取得したことを証する書面の写し及び支払いの確認できる書類の写し
- (12) 事業所台帳異動状況照会の写し

- (13) 事業所別被保険者台帳照会又は被保険者証の写し
 - (14) 位置図（取得用地及び工場設置場所が分かるもの。）
 - (15) 移転し、又は分散して設置する工場等の図面（配置図、見取図、立面図等）
 - (16) 決算書（直近3か年分）
 - (17) その他市長が必要と認める書類
- （交付の条件）

第5条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容を変更する場合で、当該補助事業の事業量の20パーセントを超える量を変更するとき。
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更する場合で、当該補助事業の事業費の20パーセントを超える額を変更するとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた企業等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合は、速やかにその旨を市長に届け出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (1) 変更承認申請書（第8号様式）
- (2) 変更事業計画書（第3号様式）
- (3) 変更収支予算書（第4号様式）

（実績報告）

第8条 補助事業者は、業務を開始した日から起算して30日を経過した日（第5条第1号

ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定めた場合は、この限りでない。

- (1) 実績報告書(第9号様式)
- (2) 事業実績書(第3号様式)
- (3) 収支決算書(第4号様式)
- (4) 土地の登記事項証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(請求)

第9条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、補助金の額の確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(第10号様式)により市長に請求しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の焼津市立地工場等事業継続強化学業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に業務を開始する民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人(以下これらを「企業等」という。)について適用し、同日前に業務を開始した企業等については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

種類	設備
物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。） 2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。） 3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。） 4 垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。） 5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。） 6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。） 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

第1号様式（第4条関係）

交付申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	㊟

年度において立地工場等事業継続強化事業を行いたいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 対象事業の内容

（注）代表者欄は、役職及び氏名を記載するものとし、代表者本人が署名する場合は、押印は不要です。

第2号様式（第4条関係）

企業等概要調書

- 1 企業等の名称

- 2 代表者

- 3 企業等の沿革

- 4 資本金（資金）の額

- 5 雇用者数

- 6 業種
 - (1) 主要製品、研究内容又は取扱品目

 - (2) 主要取引先又は荷主等

- 7 本店の所在地

- 8 工場等所在地（市内に存する全ての工場等について記載すること。）

9 最近3期の業績

貸借対照表

(百万円)

	年 月	年 月	年 月		年 月	年 月	年 月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地建物				社債等			
設備資産				長期借入金			
建物仮勘定				引当金等			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
				剰余金			

損益計算書

(百万円)

財務指標

	年 月	年 月	年 月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
内研究開発費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			

	年 月	年 月	年 月
流動比率			
固定比率			
自己資本比率			
売上高営業利益率			
売上高経常利益率			
有利子負債率			

10 施設の状況

		本店					
土地		m ²					
建 物	工場						
	研究所						
	物流施設						
	事務所						
	その他 計						

※子会社又は関連会社が業務を開始する場合は、当該子会社又は関連会社についても作成すること。

第3号様式（第4条、第7条、第8条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 移転（分散）する工場等の名称及び住所

2 移転（分散）する工場等が存する区域（該当するものを○で囲むこと。）

- ア 液状化危険区域 やや高い区域（危険度中） 高い区域（危険度大）
- イ 山・崖崩れ危険区域 可能性がある（ランクB） 可能性が高い（ランクA）
- ウ 津波浸水区域（津波浸水深 m以上）

3 移転（分散）後の工場等の名称及び住所

4 移転（分散）後の工場等を設置する区域（該当するものを○で囲むこと。）

- ア 液状化危険区域 やや高い区域（危険度中） 高い区域（危険度大）
- イ 山・崖崩れ危険区域 可能性がある（ランクB） 可能性が高い（ランクA）
- ウ 津波浸水区域（津波浸水深 m以上）
- エ アからウまでのいずれにも該当しない

5 重要業務の内容

6 設置区分（該当するものを○で囲むこと。）

- (1) 建物 新築・購入・賃貸借等
- (2) 機械設備 購入・賃貸借等

7 計画概要

8 設置（予定）日

用地取得日	年 月 日
事業着手日	年 月 日
着工（予定）日	年 月 日
完成（予定）日	年 月 日
業務開始（予定）日	年 月 日

（注意）

事業着手日は、立地工場等事業継続強化学業に係る建物の取得（賃借等を含む。）に係る契約の日又は機械設備の取得（賃借等を含む。）に係る契約の日のうち最も早い日を記入すること。

9 従業員雇用計画（実績）

	特定企業等の県内全事業所		特定企業等の当該事業所		
	正従業員	パートタイマー	正従業員		パートタイマー
			県内採用	県外転入採用者	
前1年間の平均					
業務開始（予定）日の属する月末					
用地取得日以後に雇用した者					

（注意）

- 1 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する一般被保険者で、県内に居住者するものの人数を記入すること。
- 2 「前1年間の平均」は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の人数の平均を記入すること。
- 3 子会社又は関連会社が業務を開始する場合は、それらの従業員の数を含めた数を記入すること。

10 投資計画

			金額
土地		m ²	円
安全対策	(安全対策の内容)		
	計	m ²	円
建物	生産の用に供する部分	m ²	
	研究開発の用に供する部分	m ²	
	流通加工等の用に供する部分	m ²	
	事務の用に供する部分	m ²	
	事業継続のために必要な部分	m ²	
	倉庫等	m ²	
	その他	m ²	
計	m ²	円	
その他	(機械設備)		
	(その他)		
	計		円
合計			円

11 資金調達計画（実績）

		金額	摘要
自己資金		円	
借入金			
	小計	円	
補助金等			
合計		円	

12 工場等の設置により、地域に及ぼす社会的波及効果（周辺環境に配慮した点を含めて具体的に記載すること。）

第4号様式（第4条、第7条、第8条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

第5号様式（第4条関係）

補助対象従業員名簿

	氏名	雇入年月日	住所	職務の内容	特記事項
	生年月日		正従業員・パートの別		
1			1 正従業員 2 パート		
2			1 正従業員 2 パート		
3			1 正従業員 2 パート		
4			1 正従業員 2 パート		
5			1 正従業員 2 パート		
6			1 正従業員 2 パート		
7			1 正従業員 2 パート		
8			1 正従業員 2 パート		
9			1 正従業員 2 パート		
10			1 正従業員 2 パート		
11			1 正従業員 2 パート		
12			1 正従業員 2 パート		
13			1 正従業員 2 パート		
14			1 正従業員 2 パート		
15			1 正従業員 2 パート		

(注意)

「職務の内容」には、事務員、販売員、技術員（研究員）、工員等の別を記載すること。

第6号様式（第4条関係）

設備の設置状況

	種類	設備	設置場所	台数	用途及び処理能力
1					
2					
3					
4					
5					
6					

(注意)

「種類」及び「設備」の欄には、別表に掲げる種類及び設備の名称を記載すること。

第7号様式（第4条関係）

研究員名簿

	氏名	雇入年月日	住所	従事する業務の 内容	経験年数
	生年月日		最終学歴		
1					年
2					年
3					年
4					年
5					年
6					年
7					年

(注意)

「従事する業務の内容」欄には、具体的な研究内容等を記載すること。

第8号様式（第7条関係）

変更承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

補助事業者	所在地 名称	代表者の氏名	⑩
-------	-----------	--------	---

年 月 日付け焼 ー 号により補助金の交付の決定を受けた立地工場等事業継続強化学業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注）代表者欄は、役職及び氏名を記載するものとし、代表者本人が署名する場合は、押印は不要です。

第9号様式（第8条関係）

実績報告書

年 月 日

（宛先）焼津市長

補助事業者	所在地 名称 代表者の氏名
-------	---------------------

年 月 日付け焼 ー 号により補助金の交付の決定を受けた立地工場等事業継続強化学業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

第10号様式（第9条関係）

請求書

金 円

年 月 日付け焼 ー 号により補助金の交付の確定を受けた立地工場等事業継続強化事業について、上記のとおり請求します。

（宛先）焼津市長

補助事業者 所在地
名称
代表者の氏名

㊟

口座振替先 金融機関名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	